

2023年8月17日
日本原子力発電株式会社

「防災業務計画」の修正について

当社は、「災害対策基本法」※に基づき、電力施設に係る災害予防、災害応急対策および災害復旧を図るために定めた「防災業務計画」について修正し、経済産業大臣を経由し、2023年8月9日付で、内閣総理大臣へ報告しましたので、その要旨をお知らせいたします。

＜修正要旨＞

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の一部改正に伴う修正等

※：災害対策基本法

（指定公共機関の防災業務計画）

第三十九条 指定公共機関は、防災基本計画に基づき、その業務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

- 2 指定公共機関は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、速やかに当該指定公共機関を所管する大臣を経由して内閣総理大臣に報告し、及び関係都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

添付資料：「防災業務計画」の修正要旨

以 上

◆完本はこちら
防災業務計画

「防災業務計画」の修正要旨

災害対策基本法第３９条第１項に基づき、防災業務計画を修正しましたので、同条第２項の規定に基づき、その要旨を以下のとおり公表します。

＜修正の主な内容＞

編	章	内容	主な修正事項
第１編	—	防災業務の目的、計画の運用、定義	＜第１節＞ - 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の反映 ＜第３節＞ - 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の反映 ＜第４節＞ - 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の反映 - 指定地域の明確化
第５編	第１～５章	防災体制の確立、災害予防に関する事項、災害応急対策に関する事項、津波からの円滑な避難の確保に関する事項、災害復旧に関する事項	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の反映
別表１	—	社外機関への通報・連絡経路	記載の適正化

以 上